

精神保健福祉士及び精神保健福祉士短期養成施設(通信課程)について

1. 精神保健福祉士とは？

精神保健福祉士とは「精神保健福祉士法」(平成9年12月19日法律第131号)に基づく国家資格です。精神障がい者の社会復帰援助等を主な目的としていますが、最近は様々なストレスによる心の健康の保持・増進のため、教育、労働、司法等、活躍の場が広がっています。

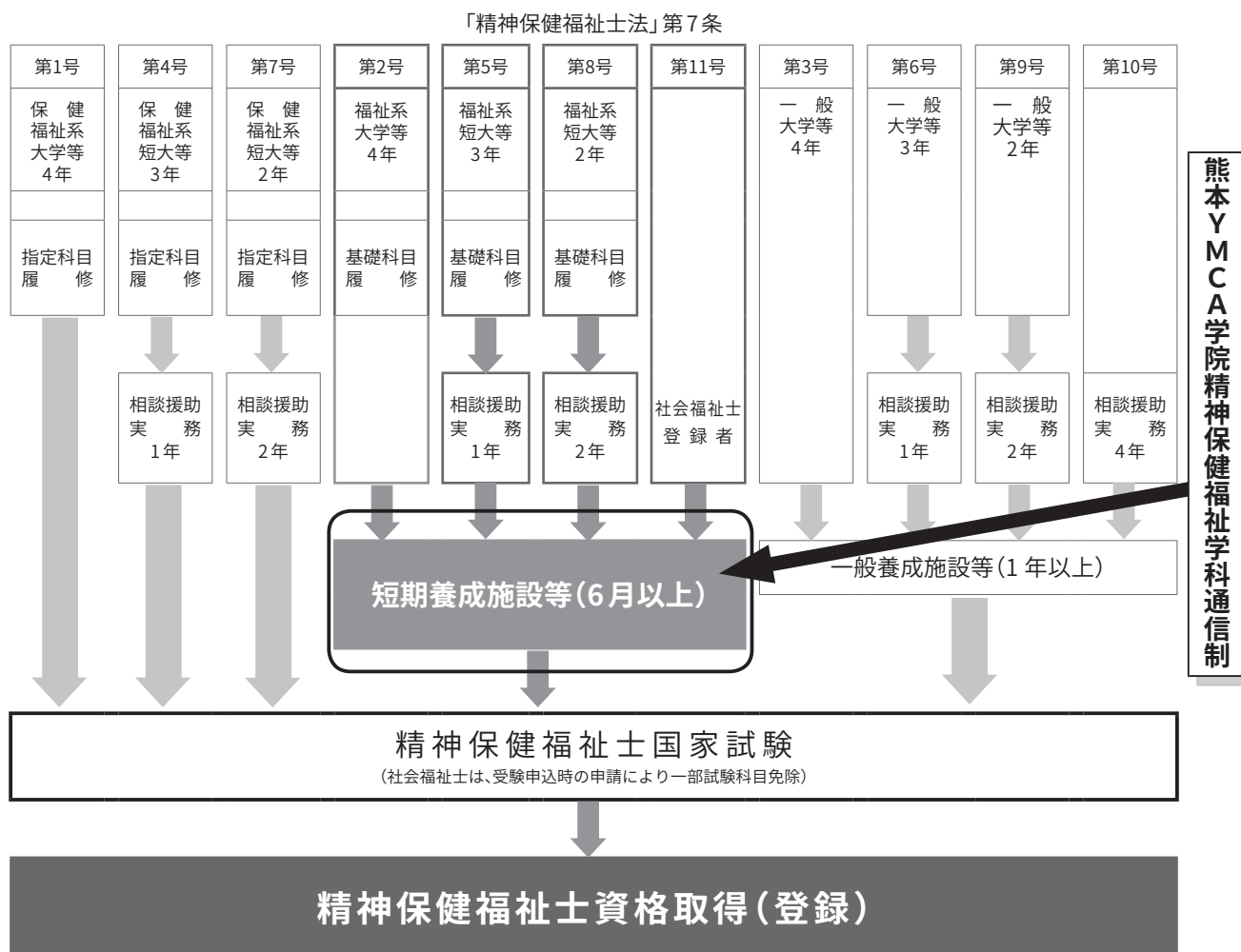
2. 精神保健福祉士短期養成施設(通信課程)とは？

精神保健福祉士になるには、国家試験に合格し国に登録する必要があります。精神保健福祉士国家試験は誰でも受けられるものではなく、まず受験資格を取得する必要があります。

精神保健福祉士国家資格の受験資格を取得するためのルートにはいくつかあり(下記のルート図を参照)、熊本YMCA学院精神保健福祉学科通信制は、「精神保健福祉士法」に基づく厚生労働省指定の精神保健福祉士短期養成施設の通信課程になります。

P.4に挙げている本課程への入校資格を満たして入校し、所定のカリキュラムを履修しすべて合格することにより修了となり、精神保健福祉士国家試験の受験資格を取得できます。

3. 受験資格取得までのルート (社会福祉振興・試験センター HP より)



4. カリキュラム(履修科目と時間数)

精神保健福祉士短期養成施設(通信課程)のカリキュラム(履修科目と時間数)は法令で規定されており、具体的には下表のとおりとなります。

- 「テキスト履修」は、テキストによる家庭学習の時間を示しています。
- 「スクーリング履修」は、指定したスクーリング会場で行われる面接授業の時間を示しています。
- 「指定施設・機関」等において1年以上「相談援助業務」に従事した後、入校する方は、「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の履修を免除することができます。

科 目 名	テキスト履修	スクーリング履修	現場実習
精神医学と精神医療	162	6	
現代の精神保健の課題と支援	162	6	
精神保健福祉の原理	162	6	
ソーシャルワークの理論と方法	162	6	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	162	6	
精神障害リハビリテーション論	81	3	
精神保健福祉制度論	81	3	
ソーシャルワーク演習(専門)	243	9	
ソーシャルワーク実習指導	243	9	
ソーシャルワーク実習			210
合 計	1,458時間	54時間	210時間

5. 精神保健福祉士短期養成施設(通信課程)での学び

精神保健福祉士短期養成施設(通信課程)は、上記の所定のカリキュラムをすべて履修することにより、「精神保健福祉士国家試験」の受験資格を取得できる養成コース(養成講座)です。専門の研修を受けた教員、実践経験等が豊富な教員が各科目を担当しています。

受講する方の中には、仕事のため、自身のスキルアップのためだけでなく、生涯学習の一貫として学ばれる方も多く、多種多様な職種・立場の方々との出会いや学び合い、それによる相互作用や相乗効果も観られます。また、現場実習では、利用者理解や法制度・サービス理解、相談援助に関する理論や方法等の理解、地域等への理解が深まるだけでなく、自己覚知や職業的適性の理解も深められる等、相談援助の専門職としての基盤を醸成することができます。

- 精神保健福祉士短期養成施設は、受験対策を目的とした講座ではありません。専門的知識や技術を獲得・養成するための講座です。

6. 出願から資格取得までの流れ(ポイント)

